



## 後期高齢者医療制度の見直し

医療  
保険



information

### ■保険料均等割の軽減割合が見直しされました

所得が次の金額以下の世帯	元年度 軽減割合	2年度 軽減割合
33万円(かつ被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減	7割軽減
33万円	8.5割軽減	7.75割軽減

### ■保険料均等割2割・5割軽減の所得判定基準が見直しされました

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割	33万円+(28万円×世帯の被保険者数) → 33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)
2割	33万円+(51万円×世帯の被保険者数) → 33万円+(52万円×世帯の被保険者数)

### ■保険料の計算方法(令和2年度)

- 保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (元年中の所得-33万円) ×10.98%	=	1年間の保険料 【賦課限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	---	---	--

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

- 所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

### ■1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

令和元年度	令和2年度
62万円	64万円

問合せ  
医療保険係  
☎32-2214

北海道後期高齢者  
医療広域連合  
☎011-290-5601



## 新型コロナウイルス感染症の影響による 市税・使用料等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の休廃止、失業などの理由で著しく収入が減少し、生活が困難となり一時的に納めることができなくなったなど、一定の要件に該当する場合は、申請することで「支払い

を猶予、または減免できる」制度がありますのでご相談ください。

ただし、税金と料金それぞれに該当する要件に審査・期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、下記の担当窓口までご連絡ください。



【市税】納税係(☎32-2219)

【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料】  
国保賦課徴収係(☎32-2214)

【介護保険料】介護保険係(☎32-2217)

【市営住宅使用料】住宅係(☎32-1820)

※新型コロナウイルス以外の病気による失業や倒産による解雇の場合も可。

【水道料・下水道使用料】  
上下水道課管理係(☎32-2218)

市税等  
収納向上



information

問合せ

納税係 ☎32-2219

今月の納付

納期限  
6月30日(火)まで

■ 介護保険料  
第2期

■ 市道民税  
第1期



## 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民年金保険料免除について

5月1日から、臨時の特例免除申請の受け付けが始まりました。



対象者

以下の2点をいずれも満たした方が対象となります。

- (1) 2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響で収入が減少したこと。
- (2) 2月以降の所得などの状況から、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれること。

申請に必要な書類

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ②所得の申立書(臨時特例用)

※学生の方

- ①保険料学生納付特例申請書
- ②所得の申立書(臨時特例用)
- ③学生証(発行が遅延している場合は応相談)の写し

年金



information

申請・問合せ

戸籍年金係  
☎32-1823

砂川年金事務所  
☎52-2144

※申請用紙は日本年金機構ホームページからダウンロードするか、砂川年金事務所・市役所戸籍年金係窓口にある用紙をご利用ください。